

教育委員会議事録

令和4年7月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和4年7月定例会)

- 1 日 付 令和4年7月22日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター301会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江
教育委員 酒井 道子 教育委員 濱田 望
教育委員 武井 哲也
- 4 出席職員 理事(教育担当) 小宮 洋子 教育部長 中込 明宏
教育部次長 江下 裕隆 教育部専任参事 萩原 明美
教育部参事兼教育総務課長 西海 幸弘 教育総務課文化財担当課長 押方 みはる
教育部参事兼就学支援課長兼指導主事 山田 圭 教育部参事兼教育支援課長兼指導主事 坂野 千幸
教育支援課教育支援担当課長兼指導主事 浅井 大輔 学び支援課長 山田 敦司
- 5 書 記 教育総務課総務係長 小林 亮介 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後1時30分
- 7 付議事件
日程第1 議案第20号 海老名市文化財保護審議会への諮問について
日程第2 議案第21号 令和5年度使用教科用図書採択について
- 8 閉会時刻 午後3時00分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会7月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴者につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

本日の署名委員は、平井委員、武井委員にそれぞれよろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、**教育長報告**をいたします。初めに、主な事業報告でございます。

6月24日(金)は、教育委員会6月定例会がありました。その日は東柏ヶ谷小学校運動会もあったところでございます。連合運動会実行委員会ということで、今年度はまた、内容を工夫して、実施の予定で進めております。

25日(土)は、市危機管理オペレーションセンター訓練ということで、2年間できていなかったのですが、今年度は訓練を行いました。様々な状況を想定した上で、教育部は市民協働部と一緒に避難所開設の訓練をしたところでございます。

26日(日)は、中新田の障がい者グループホーム開所式がありました。スーパーなかやさんのビルでの開所式に出席しました。同じ日に青少年指導員連絡協議会凧作り研修会がございまして、みんな楽しそうにたこ作りをしているのを見て、ああ、青少年指導員の方々自体も楽しそうに作業しているのが良いなと思ったところでございます。

27日(月)は、えびなっ子しあわせ懇談会を行いました。点検・評価における外部評価ということで、外部知見の活用のために海老名市えびなっ子しあわせ懇談会委員の集まっていたいただきました。同じ日にサッカーのSC相模原面会ということですが、海老名市も後援する市ということで、海老名市立小中学校の子どもたちが代表チームに入っていて、相模原や綾瀬のチームの人たちがプロと対戦するようなイベントがあるということで、私も招待されたところでございます。

28日(火)は、最高経営会議がありまして、その後、えびなSDGs推進本部会議という今年から始まった会議がありました。これは各部長等が中心になって進めているところでございます。また、8月のひびきあう教育研究発表大会発表校打合せがありました。それから、松樹元教育委員面会(井上泰幸氏書籍寄附)ということで、市長室にも行ったと

ころでございますが、図書館と学校に、特撮の本を改めて選書し直して、寄贈されたところでございます。また、海老名市児童画コンクール実行委員会がありました。

29日（水）は、通級教室設置校・担当者との懇談ということで、通級教室の設置校の、担当の方から毎年要望書が出るのです。紙で回答していたのですが、去年から私が直接答えますということで、話し合いをするようになりました。同じ日に、白石市小原中学校修学旅行：海老名中学校訪問がありました。小原中学校は7人の3年生がいるだけで、小中一緒なのですが、白石のまちから山を越えると広々とした小原という地域があつて、その子たちが来てくれました

○濱田委員 小原温泉があるところですか。

○伊藤教育長 そうです。今度は白石市立福岡中学校が9月に有馬中学校に来ます。だから、白石市の子たちが修学旅行でこちらに来るのに、海老名の学校へ寄ってくれるということなのです。以前は、例えば鎌倉に来たときに鎌倉で有馬中学校の子どもたちと鎌倉遠足と修学旅行を併せてやったという経緯があるのですが、こういう交流がまた広がればなと私は思っているところでございます。

また、いじめ問題対策連絡協議会がございました。それから、大和税務署長面会ということで、これは退職者の面会です。税務署は7月に人事異動なのです。確定申告があつて、その作業が終わってからということで、前任者が退職のご挨拶に来られました。

30日（木）は、学校訪問（杉本小学校）に行きました。市長定例記者会見がありました。かながわ考古学財団門沢橋事務所訪問ということで、海老名南ジャンクションのところに、プレハブ建てのような感じで何棟も、考古学財団の発掘したものを調査するような棟ができたということです。8月の勾玉作りもその場所で行われます。また交流ができればなと思っているところでございます。また、リコージャパンICT導入取材（今泉小学校）ということで、今泉小学校でインタビューを受けました。

7月に入りまして、7月1日（金）は、7月校長会議がございました。その日、中学校特別支援学級合同遠足出発式ということで、八景島シーパラダイスに行きましたので、それを見送りました。よりよい授業づくり特別版（有馬小学校）ということで、田村学先生が来る講演、授業がありました。

2日（土）は、運動部活動市内大会を視察したところでございます。

4日（月）は、朝のあいさつ運動（東柏ヶ谷小学校）、松樹元教育委員図書寄贈市長訪問、よりよい授業づくり学校訪問（有馬中学校）が行われました。

5日（火）は、皆さんに来ていただいて、教育課題研究会（教育委員会事務点検評価）ということで、ご協議いただきました。

6日（水）は、和座海綾地区小学校管理職組合正副委員長面会がありました。退職後の先生方の再就職などについて協議したところでございます。

7日（木）は、7月教頭会議がございました。

8日（金）は、海老名市議会臨時会がありまして、補正予算について、皆さんにも6月にご審議いただきましたが、それが議会でも承認されたところでございます。新型コロナウイルス感染症対策本部会議がありました。

9日（土）は、2週にわたって理事（教育担当）と一緒に運動部活動市内大会を視察したところでございます。単P会長会がございました。

11日（月）は、教育支援体制づくり検討委員会がありました。

12日（火）は、新型コロナウイルス感染症市教委・学校対策会議を行ったところでございます。その中で今、このような状況でありますので、2学期の始まりをどうするかという話をどこかでしなければいけないということで、土日があって、29日に第2学期が始まるのですが、最低でもその1週間か10日前に保護者にこのようにスタートしますと言わないと、向こうからどうするのですかと問合せが来るかなと思っているところでございます。今の状況では私としては通常どおり行いたいのですが、今の感染状況で、どこで、どのように進めるか、国は行動制限をかけないと言っていますが、それで済むかどうかによってこの辺は変わってくるかなと思っているところでございます。

また、校長連絡会ということで、校長先生方との協議の場がありました。

13日（水）は、教育課題研究会、新しい大和税務署長面会がありました。

14日（木）は、全国都市教育長会協議会理事会がありました。

16日（金）は、総合教育会議で、皆さんにも来ていただきました。実はその日、中学校合唱部吹奏楽部交流演奏会が文化会館であって、私は総合教育会議の後、そちらに行ったところでございます。コロナ前のときは保護者も参観できたようなのですが、もう3年間ぐらいやっていませんでした。

続いて、18日（月）は、海老名青年会議所e-スポーツフェスティバル。今日のタウンニュースに載っていましたが、子どもたちがe-スポーツの大会を行ったところでございます。

19日（火）は、修学旅行実施検討会（小学校6校）ということで、9月の初めから修学

旅行に行くのですが、今のところは予定どおり進めているところでございます。また、姉妹都市小学生交流結団式ということで、今年は4名の子どもが登別市に行って、白石市からも子どもたちが来て、登別でトライアングルの交流を行うということでございます。その結団式がありました。

20日（水）は、第一学期終業式、朝のあいさつ運動（柏ヶ谷小学校）に行きました。犯罪ゼロキャンペーンが中央公園で行われました。

21日（木）は、えびなっ子スクールで、今日もやっているのですが、本当に様々な講座があります。私は今泉小学校と大谷小学校に行ったのですが、子どもたちが来て、本当に楽しそうに過ごしている姿があつて、地域の方々が本当によく知っていて、それは感謝というか、すごいなと思ったところでございます。それから、企業からの教育に関する市への寄付ということで、株式会社小島組という厚木市にある建築関連の会社から、教育に関わるものに使ってくださいということで30万円の寄附を頂いたところでございます。それについては何が一番良いかなと考えて、一番子どもたちが活用するのはボールかなと思ったので、改めて小学校に2学期は新しいボールで遊んでもらおうかなと思い、買うことにしました。3クラスでも1校18個は必要なので、それらに使って楽しんでもらいたいなと思っているところでございます。

22日（金）は、本日ですが、教育委員会7月定例会を実施しているところでございます。また、不登校支援団体夏休みイベント、夕涼み会がそこであるようなのでこの後出席して、その後、北部地域生活困窮者学習支援「Sun」視察ということで、柏ヶ谷中学校、今泉中学校の子どもたちの学習が今日からスタートするので、それを見に行きたいと思っているところでございます。

主な事業報告については以上でございますが、何かありましたらお願いいたします。

○酒井委員 田村先生に来ていただいている、7月1日のよりよい授業づくり特別版（有馬小学校）を以前見に行かせていただいて、すごく良い研修をしていただいているなと思ったのですが、今年はどんな様子だったのか、教えていただけますか。

○教育支援課長 午後の2時間、時数でいうと5時間目と6時間目の時間に授業を見ていただいたのですが、5時間目は代表授業者以外の全てのクラスで授業実践を行いまして、それを見ていただきました。6時間目は代表の1名の先生の授業で、全ての先生と田村先生、他校の研修を学びたいという希望の先生とで授業を見て、その後に協議会を行いました。この中では、やはり先生の授業が、非常にテンポが良かったことと、子どもへのいろ

いろな配慮がとても良くできていたこと、それによって子どもの活動がとても創造的で、非常に活発に行われていたことなどを、田村先生からその授業の良いところとして言っただいて、さらにこのようにするとより良くなるということで大変具体的にお話をいただきました。そのことによって、参加した先生方からも、すぐにでも使える、とても良いお話だったということで大変好評を得たところです。

○伊藤教育長 今年は何校あるのですか。

○教育支援課長 柏ヶ谷中学校、社家小学校、今泉小学校の3校です。

○伊藤教育長 これは教員にとって本当に良い経験になります。教員の、授業のここがという点をしっかりと見てくれて、それについてその場で話し合いをさせるのですね。皆さんならどう進めますかということで。先生が結論を言う前にみんなで話し合いをさせるので、それも良い勉強になるなと思っています。

○平井委員 6月29日に通級教室設置校・担当者との話し合いがあったようで、要望が提出されているということなのですが、今どんな要望が出ていますか。

○教育支援担当課長 ことばの教室と中学校の言語指導の通級教室の先生方からの要望をいただいたところです。多くは、先生方が訪問するような巡回型の指導を中学校と有馬小学校を拠点にしたことばの教室で行っているのですが、その場合、行った先の教室が自校である場合はことばの教室という設備も整った部屋を用意するのですが、訪問していろいろな学校に行って、その部屋をそれぞれの学校で設営してもらって、そこで教材を持って行って個別の指導をする場合、その環境が課題になっています。各学校で工夫して教室を提供してくださっているのですが、もっとこういう環境にしてほしいという要望、例えば仕切りが欲しいとか、あるいは机とか、そういう環境の要望が多かったかなと思っています。また、将来的には全ての学校にことばの教室をつくってほしいという要望が出てきました。

○伊藤教育長 本当に全ての学校にできればなと思っています。はいるところなのですが、教室があって、そういう環境を整えたいと思っています。県ではニーズがあれば、それだけの人数が集まっていれば人を配置するというのがルールなので、そのように進められればなと思っています。逆に今、今泉小学校にはえびな支援学校から3名の先生が来ているのですよ。その3名の先生も人的配置があるから、今泉小学校ではリソースルーム。例えば言葉とか、軽い情緒の未発達という、通級でやっているような子たちの分、その人たちが入ったので、場所もあるのでやれるのですよ。だから、実際は各小学校にそういうリソースルームとい

うか、ちょっと困ったことがあったら、そこに行って支援を受けられるというような場所。その中の、例えば言語の部分であるとか、軽い情緒の部分の指導がそこでできれば、それが一番良いのかなと思っていますので、それを目指したいと思っていますところでございます。

今までだったら、拠点となる学校に子どもが訪問していました。そうではなくて、子どもたちがそこで待っていて、教員が訪問する逆通級のようにしています。でも、これからはそうしないと、例えば保護者が子どもたちをバスに乗せて連れていくとか、車に乗せて連れていく。常にそれが求められると通級が成り立つということは、保護者の負担から考えると、ちょっといかなものかというのがあるので、何とか訪問型で広げていって。でも、行く行くは全部の学校にそのような形でできればなと思っていますところでございます。

それでは、次に進みます。私から、中学校部活動についてということで、さきほど7月の運動部活動市内大会を見たとき報告しましたが、子どもたち、最後の自分の成果というか、これまでやった3年間。本当に頑張ってきたので、その場があったことは良かったなと思っていますところでございます。そういう中で、スポーツ庁は運動部活動の地域移行を進めたいということで、令和7年ということなのですが、それがどうなるかは分からない。そして、ここへ来て、先日7月に入って今度は文化庁が文化部、音楽関係の吹奏楽部とか合唱部も文化庁の管轄として、土日は地域移行にするという方針を出したということで、何で文化庁が急にそんなことを言い出したのかなと思ったのですが、そういう方向になっていました。

今このような状況の中で、私も先週、全国都市教育長協議会理事会ということで、スポーツ庁の地域スポーツ課の職員が初めて来て、運動部活動の地域移行について説明しました。それらを聞いていて、これがどんなものかなと私なりに思って。でも、いつか、実を言うと、私たちも海老名市教育委員会として、このことを皆さんと一緒に判断して決定しなければいけないときが来るのですよ。だから、そのために、自分が今、頭の中で考えた様々なことについて少し説明させていただきます。

私のほうはまず、子どもたちにとって部活動はどうかということを考えました。現状を調べたら、今年度の市全体の入部率は83%でした。もちろんイラスト部も含めて全てです。美術部も、自然科学部も。だから、部活動というと、みんなバスケ等を言いますが、全ての部活動で83%。でも、このことは、逆に言うと、裏返せば17%、600人近い子ども、1校分の子は部活動に参加していないということなのです。私自身はこの傾向はもっと

続くと思っているのです。これから部活動の加入率がどんどん下がっていくかなと思っています。

ただ、それでも、子どもたちにいろいろ話を聞くと、中学校生活の思い出はというと、修学旅行と部活動とか、実を言うとそういう感じなのです。だから、部活が自分たちの学校生活のほとんどみたいな感じの子どももいたり、それ自体、自分で良い中学校生活だったかどうかを左右されるというか、子どもたちはそういう状況です。ほとんどの時間を費やしているのです、もちろん私自身もそうなのだろうなと思っています。

ただ、そうやって考えると、どうなのかなというのがあるのですが、子どもたちに部活がなくなるということ、要するに土曜日、日曜日の部活は地域になんていうのは誰も聞かないのですよ。大人たちはいろいろ心配して、勝手に進めているのですが、子どもたちに、そのことをどう思うか聞いてみたいと思うのです。そのことが議論のベースで、スポーツ庁が、先生たちに土日に仕事をさせるのは大変だから、地域に移行しますと勝手に決めるものではないのではないかと私は思っているのです、それを考えていきたいなと思っています。ところでございます。

生徒の教育課程外の放課後や休日の活動の意識を変えろとか、子どもたちが部活しか選択できないという状況が実はあるのではないかなと私自身は思っていて、もっともっと多種多様な選択の場があれば、また子どもたちの意識も変わるのかなということです。だから、子どもは学校生活が終わって、放課後、何部かは選択しますが、活動全体としては部活しかないのですよ。だから、そういう中で子どもたちが3年間費やしますので、それが自分たちの生活を大きく左右するのは当たり前なことかなと思って。子どもたちは本当に何をしたいのかということから、仕方なくて部活を選んでいるのか、本当は何かしたいことがあるのではないかな、そんなことも思ったりしているので、子どもたちに聞いてみたいなと私は思っているところでございます。

2つ目は教職員にとってです。現状としては、海老名市内のほとんどの教師が部活動の顧問をして、生徒たちの活動を支えている。部活の給料はほとんど出ていません。でも、それで部活を支えていただいている。先生たちは放課後や休日の多くの時間を費やしているのです。授業が終わって、もちろん会議などがあるのですが、時間があつたら部活動に出るではないですか。そうすると、3時半から夕方まで活動する。その間、部活の顧問で指導をしていたら、例えば自分の教科のいろいろな仕事はそこでやれないではないですか。だから、それが終わってから仕事に戻るのです。でも、有馬中学校にいるときにこれ

は良くないと思ったのは、校長先生、ご飯食べてきますからと言って、部活の指導が終わったら、車で学校から出ていってしまうのですよ。その後、お風呂も入ってくるから、戻ってくるのは9時ぐらいで、それから学級の仕事とか教科の仕事を始める人がいて、これはどうなのかなと思っていました。

資料に書いてあるのですが、先生、教職を選んだ人たちは、子どもたちとの関わりなどを好んできた人たちなので、そこですごく意義を感じるのですよ。優先とは言いませんが、そこで子どもたちと関わって、子どもたちの成長を支えるとか、子どもたちの成長の様子を見るということに教職員としてのやりがいも感じるのです、そういう状況になるということなのです。

端的に言えば、今の部活動は、教職員のよりよき意志と献身的な支援によって作り上げられているのが実際のところでございます。ただ、ここで今回、部活動の地域移行の要因として教職員の働き方改革がクローズアップされて、海老名でも教職員のアンケートで、60%の人たちは実は土日の部活動の指導は望んでいないことが分かってきたところでございます。

ただ、スポーツ庁に言いたいのは、文部科学省もそうなのですが、土日の地域移行が働き方改革になるのであれば、平日はどうなのだと。私が思う働き方改革は、平日の働き方改革をしなければおかしいだろうと。土日だけ先生たち、部活動をやらなくて良いよなんてお茶を濁すのはどういうことだと。もっと真剣に働き方改革を考えなければいけないということが資料に書いてあることです。やはりこれも、全国都市教育長協議会に来て、各都道府県の教育長に説明して、教育長さん方からはあまり文句は出なかった、で事を済ませようと思っているのですが、実際に部活動を指導している顧問たちにも話を聞いてほしいと思うのです。どうなのだと。それも行われません。このままだと、私たちは話を聞いていないままで終わってしまいそうな気がするのですよ。大体のことは誰かが知らないうちに決めて進んだりしているのですが、それでも本当に汗をかいて、子どもたちの指導をしているのは先生たちなので、先生たちはどう思っているのだということを聞いてほしい。だから、子どもたちがどう思っているか、先生たちがどう思っているかが話合いのベースだなと思っているということが資料に書いてあります。

次は、部活動、そのものについてです。本当に意義深い活動なのは認めるのですが、だからこそ逆もまた真なりで、課題が多くあるのです。課外活動の選択が部活動しかないから、学校での部活動がうまくいかないとか、たまたま顧問の先生の指導に不適切な状況が

あると、子どもたちにとっては大変なことになるのです。中にはそのことが原因で学校に来られなくなったり、またはそのことがずっと心の中に残るようなケースもあるのです。部活動そのものがどうなのかなど考えるので、スポーツ庁は地域移行を進めるのですが、私としては、部活動そのものを文部科学省ももっと真剣に考えて、部活はこれからどうあるべきかを考えなければいけないのではないかと考えています。

次、スポーツ庁はどうしたいのかということです。スポーツ庁の担当の方に聞いて、資料にやり取りがずっと書いてあるのですが、理解できなかったのは、平日は部活動でやってください、土日は部活動に含みませんという考え方が示されたのです。どういうことなのだ、それはと。具体的に課題になったのは、平日の部活動でけがをしたら、スポーツ振興センターで後遺症まで補償されるのですが、土日が部活動でなかったら、その対象にならないよねと言ったら、新しい保険に入ると。何が何だか分からなくて、私、聞いたのです。では、子どもは、自分でやっていて、今日は部活の日、今日は地域移行の日と、同じ場所でやっても違うということなのです。何かこれはおかしいなと思って、スポーツ庁の人に聞いたのです。私、真意を知りたかったのです。

では、スポーツ庁はどうしたいのって。そうしたら、平日の部活動はなくしたいのだそうです。最後は平日も地域移行したいと言うのです。その途中までの小手先として、土日だけまずやってみようかなということらしいのです。その担当者が言うのです。室伏長官はこのように考えておられますと。では、室伏長官に来て説明してもらわないと。スポーツ庁の人たちが、私たちは室伏長官がこのように考えているから、このように進めたいと思っていますと言うから。でも、室伏長官は一回も国民に対して部活動をこうしたいという表明をしていないのです。だから、その理想に向かっているなんてことは、簡単な概要を見ても、どこにも載っていないです。

では、室伏さんはどのように言っているかというと、青少年期のスポーツは子どもたちに多くのスポーツを経験させることがとても有効で、その後、ある程度の年齢になったときに、自分のスポーツ経験を踏まえた専門的なスポーツをすることがとても有効だと。だから、そういう青少年のスポーツの環境をつくるのが私の理想ですと締めくくっています。ところが、そう言いながら、教職員の働き方改革で土日を部活動ではなくしてみたり、よく分からないのです。だから、「スポーツ庁としての青少年スポーツへの取組を、まずは明確に国民や教育関係者、部活動に携わる人たちに示して、『教職員の働き方改革』は含まずに、青少年にとって、生徒たちにとって、どのようなスポーツ政策がよいのかを議

論すべき」と私は思ったのですよ。そのことが抜けているのです。だから、私、今度、海老名市に来てくださいとお手紙を書こうかなと。海老名市の部活動の顧問の先生とか、部活動を一生懸命やっている子どもたちと対談してくださいと。スポーツ庁長官はこういうスポーツ政策をやりたいのだと。そのことを現実には今やっている子どもたちとか、先生たちがどのように捉えるのか。そこらへんがきちんと理解されれば、土日に限らず、部活動は変わると思うのですが、現時点ではそこは変わらないなと思っています。

続いて、文部科学省です。文部科学省はどう捉えるか、これも少し力が入るのですが、現行の学習指導要領には、部活動は「教育課程外の活動であり学校教育の一環として扱う」という趣旨で書いてあります。要するに授業時間に入っていないのですよ。だから、お給料にも反映されないのです。でも、学校教育活動の一環として扱うという捉え方なのです。私自身は、実を言うと、本当なら教育課程から完全に外せと思っているのです。部活のことは、要するに文部科学省は触れるな、スポーツ庁に任せろと。恐らく、次回の学習指導要領では部活動については何らかのコメントを出すのですね。でも、その分、ずっと縛られるのですよ。過激かもしれないですが、部活動については、学校教育活動ではないとはっきり示したほうが実は良いのかもしれないなと思っています。

でも、もしそうでないとしたら、逆にしっかりと部活動を教育課程に位置づけて、教職員の給料も払って進めるべきだと思っているということなのです。この辺はどうなるか、本当に楽しみなのですが、とにかく真剣に考えてほしいということです。

最後です。7ページ目なのですが、私自身、「小手先の変更は可能ですが、それでよいのでしょうか」ということです。私自身はこの流れの中で、令和7年度から土日を外してやるということに関しては対応できると思っています。学校を活動場所にして、部活動指導員を増やすことで。そうしたら、土日には先生たちは指導しませんが、その活動は継続できるのです。だから、小手先だけは対応できるのですよ。

でも、このことは、私自身は実を言うと、部活動をどう考えるかを改革するチャンスだと捉えています。今までの状態だと中途半端な移動だけで終わってしまいますが。

途中から「実は」と書いてあるのですが、「私は、海老名の子どもたちひとりひとりが、中学生であれば、部活動だけでなく、部活動しかないのではなく、部活動の選択も含めて、学校の放課後や休日の時間に」誰かと一緒に一番良いのですが、「価値ある活動ができるようになってほしい」と思っているのですよ。今は部活しかない。だから、子どもたちが放課後に何かをやるのに具体的にちょっと挙げてみましたが。俺は「『野球で全国大会優勝

をめざしてがんばっている。』からと。でも、学校ではないのですよ。もう学校が終わったらすぐにどこかに行って、一生懸命やるのですよ。私は「『自分たちの演奏で多くの人を感動させたい。』」、学校でなくても良いのですよ。「『ゲームを作るのが楽しいんだ。』」、放課後、みんなでゲームづくりをやるんだとか、「『ヒップホップダンスに夢中なんだ。』」、それで一生懸命頑張ってみたいんだとか、「『明日も小学校に勉強を教えに行くんだ。』」、俺はそれをやりたいんだ。「『本が好きだから、図書館に通うんだ。』」とか、「『自分たちの畑でおいしい野菜を育てたい。』」、それに目覚めても良いわけですよ。だから、中学校の活動がスポーツオンリーではなくて、様々な活動で、本当に放課後の課外活動としていろいろなことを子どもたちが選択できる状況、今の子どもたちは部活しかないからそれを選択するのですが、いろいろなものが用意できるのが一番良いのかなと。そういう意味で、要するに部活動は何ものかということをもう1回考え直したいなと思っているということです。

私は今後、皆さんと私の5人で、私たち教育委員会としては、土日の部活動の地域移行を契機に、海老名市の部活動をどう進めるかを決めていきたいと思っていますので、その点でよろしくお願ひしたいと思います。

皆さんから何かありましたらお願ひいたします。

○酒井委員 教育長がおっしゃったように、やっぱり子どもたちにとってどういう活動が一番良い活動なのかということから考えるのを進めたいなと私も常々思っておりましたので、それを実現するのに、先生たちが今の関わり方では駄目だということであれば、やはりそれは変えていかなければいけないし、長い目で見て、持続的に活動ができて、関わる方が先生に限らず、どの方も子どもたちの活動に関わって良かったなと思える制度をつくっていければと思います。

ちなみに、うちの子どもは、部活もやっていましたが、劇団にも入って、そこでいろいろほかの大人と舞台をつくったりとか、そういうのがとても勉強になったので、年代が違いうろいろな人が交じり合う地域での活動みたいなものが海老名でももっと増えてくると、もっともっと子どもたちが生き生きといろいろなことを学んでくれるのではないかと思いますので、活発な議論ができると良いなと思います。

○濱田委員 教育長の熱い4ページにわたる資料、この時間の中で全部読み切るところまでいきませんでした。私も関係するスポーツ団体に所属しておりますもので、実は先日、全国の会議があって、同様の説明を受けたのですが、まだ私自身も消化し切れなところ

があるのです。教育長がおっしゃるように、スポーツ庁とか、文部科学省とか、国からオールジャパンでこれをやりますという掛け声をかけるのも、理想を求めていくためにこういう形をするのもありかもしれませんが、長い間培ってきた制度というか、仕組みを大転換することに対して、議論としては平成30年頃、随分前から始まっていたとは言うのですが、そうだとすると、もっと幅広く声を聞いて、期限を決めてきてしまっているような感じにも見えますし、大変なことになるのではないかなと思うのですよ。スポーツ庁がつくった資料を見ると、この間の説明会も何でそんなことをと思うような、例えば教員の採用とか、中学生に対しての高校の入試に関する指導要領の関係とか、少しショッキングな内容になっていますよね。だから、これで議論して行って、向かう方向はこれしかないみたいな話になっているのではないですか。そうすると、今度我々はそれに対していかに安定して着陸させるかという形になってしまって、結局、小手先の議論の上塗りみたいになってしまいます。

ただ、抵抗できるわけがないので、結構厳しいのかもしれないのですが、スポーツ団体からいうと、文化団体もそうなのかもしれませんが、教育委員会だけではなくて行政が、海老名だったら海老名市の文化やスポーツを担当する所管も、それに関係する団体も含めて体制を整えていかないと、本当に小学校まで一生懸命地域でやってきたスポーツが、中学校へ行ったら部活動をやりたいと思ってやっていた子たちの受け皿がなくなっていってしまうのではないかなと思って、スポーツ団体でも激しい議論が始まっているところでございます。

○伊藤教育長 ほかにいかがですか。これからということでもよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 これから教育委員会としても真剣に部活動の地域移行について話合いを進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、審議事項に入ります。

日程第1、議案第20号、海老名市文化財保護審議会への諮問についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料1ページをご覧くださいと思います。議案第20号、海老名市文化財保護審議会への諮問についてでございます。こちらにつきましては、海老名市登録文化財の登録について、海老名市文化財保護審議会へ諮問を行うことから、議決を求めるもので

ございます。

資料2 ページをご覧いただきたいと思います。1、概要でございます。海老名市文化財保護条例第7条に基づきます海老名市登録文化財の登録につきまして、同条例第28条第3項の規定に基づきまして、海老名市文化財保護審議会へ諮問を行いたいことから、議決を求めるものでございます。

2、諮問理由でございます。門沢橋村、国分村及び中新田村におきまして掲示されておりました高札につきまして、江戸時代から近代初期の歴史的資料として貴重でございまして、保存及び活用のための措置が必要と認めるため、海老名市登録文化財として登録したいものでございます。

3、諮問文書案は別紙のとおりでございます。後ほどご説明申し上げたいと存じます。

4、登録文化財候補でございます。(1)名称は高札でございます。(2)員数は5件(8点)でございます。(3)区分といたしましては、登録有形文化財に分類されるものでございます。(4)所有者、保管場所、年代等といたしましては下段の表のとおりでございます。番号1は宗教法人正覚寺、代表役員、組谷徳全氏が所有しているものでございます。番号2から5までは海老名市が所有しているものでございます。市立歴史資料収蔵館に保管してございます。

高札の詳細につきましては、別紙として6ページから12ページまでに資料を添付してございますので、後ほど所管課からご説明させていただきます。

資料3 ページでございます。5、経過及びスケジュールでございます。こちらには、市の文化財の指定及び登録の手順と本案件に関するスケジュール、また、根拠条項を記載してございます。今回上程しております高札につきましては、令和2年度中に海老名市文化財保護審議会の中で登録の方向性について協議を行ってございました。相談、推薦に係る手続を行いながら調査、選定を進めてまいりまして、今般、5月25日付で推薦書及び同意書を収受いたしました。このことから、本定例会におきまして、海老名市文化財保護審議会へ諮問を行いたいものでございます。

なお、今後は、諮問を行いましたら、海老名市文化財保護審議会におきまして調査、審議を行っていただき、答申がなされます。答申を受けましたら、それに基づき、教育委員会定例会で市登録文化財の登録について改めて委員の皆様にご決定をいただき、登録となるものでございます。

なお、答申から登録までは令和4年度中に行う予定でございます。

資料4ページは、6、根拠条例（抜粋）を記載してございますので、後ほどご覧いただきたく存じます。

資料5ページをご覧いただきたいと思います。こちらは海老名市教育委員会から海老名市文化財保護審議会会長宛ての諮問文書の案でございます。中段を少し読み上げさせていただきます。「海老名市文化財保護条例第7条に基づく海老名市登録文化財の登録について、同条例第28条第3項の規定に基づき、次のとおり諮問します」ということで諮問を行うものでございます。

なお、「記」以下は先ほど資料2ページでご説明させていただいた内容と重複いたしますので、割愛させていただきます。

資料6ページ以降に高札に関する詳細の資料を添付してございます。ここからは所管課でございます教育総務課文化財担当課長からご説明申し上げます。

○文化財担当課長 海老名市の文化財登録制度につきましては、平成31年4月に海老名市文化財保護条例の改正によりまして制度化したものでございます。今回の諮問につきましては、この登録制度ができて初めての案件となります。案件は、今、教育部長から説明がありましたとおり、高札5件（8点）でございます。高札というものは、法令や禁制などを墨書した木製の看板のようなものでございます。基本的なルールをその地の住民に知らしめるための手段として、特に江戸時代に全盛を極めました。街道の辻などの分岐点や渡船場など、人目につきやすい場所に掲示されたものです。今の行政掲示板のようなものになるかと思えます。今回ここに挙げました高札につきましては、門沢橋村、国分村、中新田村のもので、江戸時代から明治初期のものになります。

資料6ページになります。1件目です。宗教法人正覚寺所有の文化9（1812）年のものになります。もともとは門沢橋村の名主のお宅に伝わったものが、お寺に寄贈されて保管されています。内容につきましては浪人等の取締りを指示するものです。大分欠けたりして、本来の高札の形をとどめていない部分もございます。墨の色も退色していますが、全文読めるということで、現状知られている門沢橋村に伝わる唯一の高札になります。

7ページ、2件目でございます。2件目は国分村の、いわゆる駄賃札と称される高札になります。国分村は荷物を運ぶ人足、馬を取り替える継立場という役割を持った場所で、駄賃や人足の数などのルールを書いたものになっています。もともとあった高札が火災で焼けまして、幕末になってから改めて作られたものになります。大きさは、横218センチ、縦55センチと大きめのものになります。こちらは以前から海老名市温故館で保管、展示等

しておりましたが、虫食いや傷みが見られたことから、数年前に薫蒸しまして、現在は歴史資料収蔵館で保管しております。

次、8ページです。3件目から5件目にかけては全て中新田村の高札になります。中新田村の高札は約30年前に個人から市に寄贈を受けまして、現在は歴史資料収蔵館で保管しております。8ページの3件目については、いわゆる鷹場札と称されるものになります。こちらは徳川吉宗の代に鷹場制度という制度が復活しまして、海老名市域の相模川沿いの村々に民衆の狩猟厳禁地が設定されまして、鳥の捕獲を禁止する高札が掲示されたようございます。こちらは市域に現存する最も古い高札と見られます。写真でご覧いただけるように墨の色は大分落ちてしまっていますが、内容としては下に書いてあるとおりでございます。

4件目です。4件目については4点ございます。こちらは五榜の掲示と呼ばれるもので、通常は5枚あるものです。現在こちらに残っているものは4枚となっています。明治になる直前のものになりますが、新政府が新しい政府の基本方針を明らかにして、民衆に対して発したのものになります。

9ページにありますのは第一札で、五倫道德の遵守となっています。儒教で人が守るべき5つの道を大切に、身寄りのない人とか、病の者を哀れみなさいという内容になっています。

第二札、第四札は10ページになります。第二札は徒党・強訴・逃散の禁止ということで、徒党を組んだり、みんなで村から逃げ出したりすることを禁止するというものです。こういったことを役所に知らせた者については褒美が与えられるとあります。

第三札は、海老名市で所有しているものからは欠けております。通常は切支丹札と言われるものなのですが、こちらには寄贈がありませんでしたので所有しておりません。

第四札は、万国公法の遵守、外国人への暴行の禁止という内容になっています。政治が新しくなりまして、全国民が万国公法を守りなさい、みだりに外国人を殺めたり、違法な粛清になってはいけないということで、外国人に対しての暴行行為をしないという内容になっています。

第五札になります。第五札は本国（郷村）脱走の禁止です。万民の平安のために王政御一新がなされて、全国を浮浪する者がいることはよくないということで、自分の村から脱走することを禁止するものです。脱走者がいた場合については厳正な対処がされることと、奉公人を持つ人は身元の確認をしっかりと行うことというような内容が書いてあります。第

五札なのですが、今までと違うのは太政官が出しているものになります。江戸時代のものと、奉行とか地元の旗本の名前が書いてあったりするのですが、近代になって太政官が発している札となっています。

最後、12ページです。5番目、いわゆる火付け札と言われるものになります。火付け、盗賊、人殺し、贖金作りを厳しく取り締まるものになります。明治3年12月に作られたもので、市内に存するものの中では一番新しいものになります。この後、明治6年2月に高札制度は廃止されます。こちらは今日現物を持参しましたので、皆さんにご覧いただきたいと思います。

資料の説明は以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、説明に対して、ご質問等ありましたらお願いいたします。実際に高札を歴史資料収蔵館から持ってきていただきました。

○濱田委員 今回の諮問によって登録文化財として登録するとなると、この高札は条例にもあるように「歴史及び文化を知る上で必要であり、教育委員会が保存及び活用のための措置が必要」と判断したことになります。今後どのようにこれを保存したり、活用したりするのか、何か現在、計画あるいはそういう方向性があるのであれば教えてください。

○文化財担当課長 保存は、既にこれまで、温故館に展示していたものも傷みが見られまして、害虫やカビがないように殺菌という形で薫蒸を行っております。せっかく残された資料ですので、今後も将来的に残していくために状態を確認しながら、空調を整えたお部屋で保存していきます。活用につきましては、既に令和元年に歴史資料収蔵館でも一括して市で保有しているものについて公開しているのですが、こうやって皆さんにご覧いただく機会をつくったりとか、写真もこのように撮れていますので、ホームページでご紹介したりして、五榜の掲示などは歴史でも習う内容かと思っておりますので、実際の資料が海老名にも伝わっていることをお伝えするような活用をしていきたいと思っております。また、正覚寺では実際に掲示しておまして、本堂に上がるといつでもご覧いただけるようになっております。そういった状態になっているので、正覚寺としても皆さんにもっと見てもらいたいというお気持ちがおありで、登録をご希望されました。今後、文化財めぐり等で伺った際にはご紹介していきたいと思っております。

○濱田委員 中新田村もそうですが、国分村というと海老名の中心地に近いところで、これだけ変化が激しいではないですか。ここ10年、20年で大きくまちが変わってしまっていますが、昔からのこういう歴史のあるまちであり、さらに相模国分寺跡がありますから、

こういうものを広く周知できるようなこと、例えばこの場所に立っていたのだというのを仮想でも良いですから、原風景と重ね合わせて掲示するなんていうのも面白い企画かもしれませんので、まちの変化と歴史のあるところをうまくPRしていただけたらと思います。これは要望で結構です。

○酒井委員 非常に貴重な資料だということで難しいかもしれませんが、学校に貸出しとか、学校に出張で持って行って、海老名にも五榜の掲示があったのだよという形で現物を見せられる機会があると良いなと思ったので、安全を考慮しながらできればお願いしたいなと思います。

○文化財担当課長 歴史資料収蔵館に所蔵している資料については、学校等には管理できることを条件とした上で貸出しをすることは可能となっておりますので、先生方にもなるべくそういったことが伝わるように、まずはホームページなどでこういったものがありますということ、登録したことによってPRしていければと思っております。

○伊藤教育長 可能なのは可能だということですね。

○文化財担当課長 はい。

○伊藤教育長 学校でも校長先生が子どもたちに伝えたいことがあるときに、高札を玄関や正面の門に学校長と書いて出したりすると、面白いかもしれません。

○酒井委員 面白いですね。教科用図書でしか見ないようなものが残っていて。全国あまねく知らしめるためにこの木の札を立てた。

○伊藤教育長 今だったら、テレビはあるし、ラジオはあるし、SNS等で情報はすぐに発信されていくのが、当時は札があるだけで、見ない人はどうしたのだろうね。

○酒井委員 見に行っても読めない人とかもいたりとか、紙で配ったりとかしていたのだろうかと思うと、時代の重みを感じています。

○濱田委員 幅2メートルのものもあります。とても大きい。

○伊藤教育長 そうですね。でも、行政にはその慣習が残っていて、公示というのはそうですよね。市でも公示するときは市役所前の掲示板に紙を貼る。あれは高札に近いですよ。だから、そういう歴史的な歩みは残っているのです。

○酒井委員 あそこを書けばみんな知っているということになるのもどうなのかな。

○伊藤教育長 中央省庁でもありますから。掲示板があつて、そこに絶対紙で貼り出されます。

○武井委員 本物の高札が見られてびっくりしました。

○伊藤教育長 もう一度整理しますと、今回は文化財保護審議会へ諮問するという決定で、その諮問に対して文化財保護審議会からこれが貴重であるとか、このほうが良いという答申がありますので、それを受けて最終的に教育委員会として登録するかどうかを決定したいという流れです。

○平井委員 生活している身近なところにこのようなものが昔はあったのだなと思うと、子どもの頃の風景、今は大分様変わりしていますが、そういえばあの広いところは草がいっぱいあってとか、あそこは竹やぶだったとか、いろいろな思いに駆られるのです。本当に分からないことだらけなのですが、高札が掲示された場所というのはどういういきさつで、どのような形でそこに持ってこられたのかとか、そのあたりを尋ねてみたいと思います。

○文化財担当課長 専門的なところはまたこれから文化財保護審議会の委員にも見てもらって、ご意見をいただいたりするのですが、高札の場所としましては、今資料として残っているものについては天保年間に成立した『新編相模国風土記稿』という地誌の中で、海老名の各村々に高札場が幾つ設置されていたかを読み取ることができます。もともとここが高札場だったのだと分かる場所もありますし、もう全然分からなくなってしまったところもあるのですが、1つの村で1か所が大多数で、稀に2か所とか、3か所とか、4か所設置されていたところもございます。

ちなみに、中新田村は1か所、国分村も1か所、門沢橋村も1か所です。国分村は今の消防第1分団がある辺り、国分宿辻のところが高札場だったと聞いています。中新田村はよく分かっていないのですが、門沢橋村は大山街道沿いに高札場があったと伺っております。形としては、海老名の高札場がどんな感じだったかというのはなかなか分からないのですが、江戸のとても立派な例では、石垣をつくって、矢来といって竹や木で組物をして、そこに札をぶら下げるような形であったようです。そういった絵図が残っていたりいたします。海老名の場合はそこまできちんとした石垣や矢来はなかったかもしれませんが、複数の高札場を掲げるための木組みや屋根とかはあったかもしれません。

○伊藤教育長 平井委員は中新田なのですが、中新田は分からないのですか。

○文化財担当課長 中新田村の絵図があれば、じっくり今の場所と比較して分かるかもしれません。

○伊藤教育長 よろしいでしょうか。

○平井委員 はい。すごいですね。

○武井委員 貴重な高札を拝見させていただきまして、ありがとうございました。ほかにもこういった貴重で大切なものを積極的に探して保護するということはあまり行っていないのですか。持っている人が保護してくださいとかという形で相談しに来ることはあっても、教育委員会から積極的に探すというのではないのでしょうか。

○文化財担当課長 もちろん所有者さんからのご推薦とか、お申出とかはあるのですが、それ以外にもこちらから、ここでああいう資料があるから、年代的に指定にしたほうが良いとか、ぜひ登録したいとか、そういう働きかけをすることもございまして、文化財保護審議会委員の方からもご意見はいただいて、こちらからいかがでしょうかというお話をさせていただくことはございます。個人の所有というものはあまりないのですが、お寺とか、仏像などは寺社でお持ちのところがございます。あとは基準を定めておりますので、その基準に合致するものを選定します。

○伊藤教育長 では、教育委員会として高札を求めていますとか、おうちに高札が眠っている方はぜひとか、そういう意味で市が積極的に探すことはないのですね。

○文化財担当課長 高札の資料については、海老名市史をまとめる段階で古いお宅の資料を調査していて、個人でまだお持ちの方がいらっしゃいます。

○伊藤教育長 ほかにいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 では、今回は諮問するということで、また、文化財保護審議会からどのような答申をされるか、待っていたと思います。

それでは、ご質問等もないようですので、議案第20号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第20号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第2、議案第21号、令和5年度使用教科用図書採択についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料13ページをご覧いただきたいと思います。議案第21号、令和5年度使用教科用図書採択についてでございます。こちらにつきましては、令和5年度に

使用する教科用図書を採択いたしたいため、議決を求めるものでございます。

資料14ページをご覧ください。1、趣旨でございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条各項及び同法施行規則第6条の規定によりまして、「令和5年度使用小学校教科用図書」、「令和5年度使用中学校教科用図書」、「令和5年度使用特別支援学級教科用図書」について、それぞれ採択を行いたいものでございます。

採択を行う3項目に関しまして、それぞれ項目を分けてご説明申し上げます。

まず、2、令和5年度使用小学校教科用図書でございます。こちらは、令和元年度に全面改訂といたしますか、一斉に採択替えを行ったものでございまして、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年と定められていることから、今年度につきましても現在使用しているものと同一の教科用図書を採択したいものでございます。

なお、種目は記載のとおりでございまして、資料は別紙1として、17ページに現在使用しております小学校教科用図書一覧を添付してございますので、後ほどご高覧いただきたく存じます。

続きまして、3、令和5年度使用中学校教科用図書でございます。こちらは令和2年度に一斉に採択替えを行ったものでございますので、小学校と同様の理由から、今年度につきましても現在使用しているものと同一の教科用図書を採択したいものでございます。

なお、「令和2年度及び令和3年度に採択した」とございしますが、下段の米印の部分をご覧くださいたく存じます。中学校教科用図書の採択替えは令和2年度に実施いたしましたが、そのうち社会（歴史的分野）については、1者、文部科学省の検定が通らず、採択替えの候補に挙がらなかったものがございました。その後、その1者に関しまして改めて再申請がなされた結果、文部科学省の検定を経て令和4年度から新たに発行されることとなりましたので、そちらを含めた形で社会（歴史的分野）の採択を令和3年度に改めてやり直した経過がございます。結果といたしまして、本市におきましては令和2年度に採択したものと同一の教科用図書を採択したことから、使用する期間は他の種目と同様、令和3年度から4年間となるものでございます。

なお、種目は記載のとおりでございまして、資料は別紙2として、18ページに現在使用しております中学校教科用図書の一覧を添付してございますので、後ほどご高覧いただきたく存じます。

続きまして、4、令和5年度使用特別支援学級教科用図書でございます。学校教育法附

則第9条及び学校教育法施行規則第139条の規定によりまして、特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、一般図書から採択することができることとなっております。また、1年間の採択期間で1種目について複数の図書を採択することができることから、令和5年度の1年間使用する特別支援学級の教科用図書につきまして、別添の「令和5年度用 一般図書一覧」から、児童生徒に応じて採択することといたしたいものでございます。なお、別紙3といたしまして、令和5年度用一般図書一覧を添付してございますので、こちらは後ほどご覧いただきたく存じます。

資料15ページ、16ページには、5、関係法令等（抜粋）といたしまして、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令、同法施行規則と学校教育法及び同法施行規則を抜粋してございますので、こちらも後ほどご覧いただきたく存じます。

説明につきましては以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、令和5年度の小中学校で使用する教科用図書の全面改訂の採択は皆さんにもしていただいているのですが、採択自体は1年ごとに行いますので、次年度使用の教科用図書ということで提案がありました。現行の小学校と中学校の教科用図書は今ここに並んでございますが、皆さんから、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○武井委員 令和元年度に採択した教科用図書と同一のものというのと、同一の出版社のものということですか。

○伊藤教育長 同じ出版社の同じ学年の項目ということですね。

○武井委員 分かりました。

○酒井委員 同じものを選択するのは良いのですが、教科用図書を採択するときに展示会をやるではないですか。その際に、できたらランドセルとかも展示してもらって、見に来た方に教科用図書がいかに重たいのかを実感してもらえるようなコーナーをつくったらどうでしょうか。子どもたちは毎日重たい教科用図書を背負って学校に行っているのです、それが大変なのだということを大人の方たちにもぜひ知っていただきたいなと思いますので、今年のことではないですが、意見としてお願いします。

○伊藤教育長 ご意見として承ります。

1冊で見たら、中学校の教科用図書はまた特に重いですね。中学校のバッグも肩にかけるものが多いから、姿勢が悪くなったり、ちょうど成長期なので、そのことが体に良くないのだよと言われますね。

○酒井委員 これとは別に、ノートやファイル等もありますから。

○伊藤教育長 昔は一時期、野球等のスポーツバッグがはやりましたよね。

○武井委員 今は見なくなりましたね。

○伊藤教育長 今はリュックになって、重さのバランスが良くなりました。1つの解決方法としては、昔、大学生も教科用図書をたくさん買わされていたと思うのですが、今は恐らくもっとスマートで、タブレット1つでやりとりをしたりする。だから、次の採択ときはデジタル教科用図書の採択も恐らく始まっていくと思うのです。そうなったときには紙とデジタルの併用ということで、デジタルで済むものが出てくるのかなとは思いますが、ほかに副読本で社会科資料集とか、今は大体持って帰らないで、学校に置いておくのですが、それらも重さの要因になっています。ああいうものは完全にタブレットで見るデジタル資料とすれば事が済むような時代にはなるでしょうね。

○武井委員 昔より教科用図書は大きくなっていますね。

○濱田委員 B5サイズからA4サイズになりました。

○伊藤教育長 サイズは大きくなった。あと小学校低学年は今までにないサイズというか、今までとは違う特別サイズのものもあります。

○濱田委員 全ページ、フルカラーだ。

○伊藤教育長 写真はたくさんあるのですが、教科用図書代金としては実はそんなに高くないですよ。

○濱田委員 印刷技術ですかね。

○伊藤教育長 雑誌として出版されていたら絶対高いですが、教科用図書としてだと高くないのです。

○酒井委員 やはり重たいですね。

○伊藤教育長 それだけカラーで、それだけ紙を使ったら、そんなに安いお金では買えないです。

教育支援課長、不具合とは言わないですが、今の教科用図書を学校で使っていて、反響とかはあるのですか。使いにくいとか、問題ないとか、そういうのでも結構ですが、教職員から何か声はあるのでしょうか。

○教育支援課長 写真や資料が豊富に入っていて、使いやすいという声は聞いています。また、以前にお話ししたかと思うのですが、二次元バーコードがついていて、タブレットをかざすと、そこから資料が見られるとか、動画が見られるとか、いろいろな工夫がなされているので、活用が進んできているところがございます。

○伊藤教育長 それでは、現行のもので支障があるという意見はないということですか。

○教育支援課長 はい、ございません。

○平井委員 採択により教科用図書会社が替わるときがありますよね。そのときが一番懸念するのです。今まで学んできた流れの中から違うものに移ってどうなのだろうかという思いを抱くというか、そのあたりは、学校の学びの中ではスムーズに適応できているのでしょうか。

○教育支援課長 ちょうど学習指導要領が全面改訂になったこともありまして、教科用図書そのものというか、内容、学び方が大幅に変わった年でございますので、教科用図書によってその影響がすごく大きいということではなく、教科用図書を踏まえて授業づくりを進めるという意味では支障はないと聞いております。

○平井委員 そういう時期だったので、学校としても捉えやすかったのかなと思うと、良かったかなと思います。

もう1点なのですが、特別支援学級で学ぶ子どもたちの資料を見させていただいて、一般図書を使用して学んでいる子どもたちが多いなと思うのです。中学校で一般図書の利用率というのが、今いただいている中ではあまりないかなと思うのですが、そのあたりの小中学校のつなぎというのは学校の中でどのように考えていらっしゃるか、分かれば聞きたいなと思います。

○教育支援課長 ちょうど今年度の一般図書の選定を学校のほうで行っていて、次年度の中学1、2年生は十分配慮してくださいとこちらで伝えております。まさに今、小学校6年生の特別支援学級のお子さんの担当の先生と保護者、また、進学先の中学校の特別支援学級の担当と十分に連携を取りながら、採択をお願いしますと伝えております。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、先ほど教育部長から説明がありましたが、改めて私のほうでも読み上げます。令和5年度使用小学校教科用図書については、令和元年度に採択した教科用図書と同一のものを採択したい。令和5年度使用中学校教科用図書については、令和2年度及び令和3年度に採択した教科用図書と同一のものを採択したい。令和5年度使用特別支援学級教科用図書については、令和5年度の1年間使用する特別支援学級の教科用図書について、別紙「令和5年度使用一般図書一覧」から、児童生徒に応じて採択することにしたということですが、これについて、原案のとおり可決することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第21号を原案のとおり可決いたします。

.....
○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会7月定例会を閉会いたします。